

JIS

UDC 003.3.054:681.327.11

X 9051

表示装置用16ドット字形

JIS X 9051-1984

(1995 確認)

(2000 確認)

(2004 確認)

昭和 59 年 11 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 59. 11. 1 確認：平成 7. 2. 1

官報公示：平成 7. 2. 1

原案作成協力者：社団法人日本電子工業振興協会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 和田 弘）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

表示装置用16ドット字形

X 9051-1984

(1995 確認)

16-dots Matrix Character Patterns for Display Devices

1. 適用範囲 この規格は、主に表示装置に使用する16ドット字形について規定する。

2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、次による。

- (1) ドット字形 点の集まりで表現する図形文字の形。
- (2) 16ドット字形 横16ドット、縦16ドットで表現したドット字形。
- (3) 縦書き用字形 各行の文字が縦読みになるような文字の並びにおいて使用する字形。
- (4) マトリックスサイズ 字形の表現に使用するドット配列の大きさ。

3. 種類

3.1 文字の種類 文字の種類は、JIS X 0208-1983 (情報交換用漢字符号系) で規定している図形文字に対応する特殊文字、数字、ローマ字、平仮名、片仮名、ギリシア文字、ロシア文字、漢字及びけい(罫)線素片とし、その内訳は次による。

- (1) 特殊文字 特殊文字は、間隔1文字、記述記号36文字、括弧記号22文字、学術記号45文字、単位記号11文字及び一般記号32文字の計147文字とする。
- (2) 数字 数字は、0～9の10文字とする。
- (3) ローマ字 ローマ字は、A B C …… Z の大文字及び a b c …… z の小文字の計52文字とする。
- (4) 平仮名 平仮名は、あいうえお …… やゆよ …… わるゑをん (旧仮名を含めた五十音) の48文字、が行、ざ行、だ行、ば行の濁音20文字、ば行の半濁音5文字及びあいうえおやゆよつわのよう(拗)音、促音等の小文字10文字の計83文字とする。
- (5) 片仮名 片仮名は、アイウエオ …… ヤユヨ …… ワヰエラン (旧仮名を含めた五十音) の48文字、ガ行、ザ行、ダ行、バ行及びヴの濁音21文字、バ行の半濁音5文字並びにアイウエオヤユヨツワカケのよう(拗)音、促音等の小文字12文字の計86文字とする。
- (6) ギリシア文字 ギリシア文字は、Α Β Γ …… Ω の大文字及び α β γ …… ω の小文字の計48文字とする。
- (7) ロシア文字 ロシア文字は、А Б В …… Я の大文字及び а б в …… я の小文字の計66文字とする。
- (8) 漢字 漢字は、JIS X 0208 に規定している第1水準漢字集合2965文字とする。

備考 第2水準漢字集合3388文字は、本規格では規定しないが、そのドット字形例を、“参考”に掲載する。

- (9) けい線素片 けい線素片は、細線素片11文字、太線素片11文字及び細線太線混在素片10文字の計32文字とする。

3.2 横書き用字形と縦書き用字形 文字の並びは、横書き及び縦書きと次のとおりとする。

- (1) すべての文字に対して横書き用字形を定める。
- (2) 横書き用字形のほかに縦書き用字形を定める文字は、JIS X 0208 に規定している特殊文字の内、記述記号12文字、括弧記号18文字及び学術記号1文字、並びに平仮名小文字10文字及び片仮名小文字12文字の計53文字とする。

引用規格：JIS X 0208 情報交換用漢字符号系

関連規格：JIS X 9052 ドットプリンタ用24ドット字形